

平成28年度 東石山コミュニティハウスの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	東中野山小学校区コミュニティ協議会
評価対象の期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

1.団体の評価

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市東区役所地域課コメント欄
1 団体について	○	東中野山小学校区の自治・町内会及び関係団体で構成された地域コミュニティ協議会が、指定管理者として施設管理を行っています。
2 予算の範囲内での適正な執行	○	
3 個人情報保護関係	○	

2.施設管理の評価

評価項目	評価	新潟市東区役所地域課コメント欄
1 施設の管理方法	○	
2 組織・人員体制	○	
3 事故防止や発生時の対応	○	
4 要望や苦情に対する対応	○	
5 災害発生時の対応	○	
6 管理経費削減の具体的取り組み方法	○	

3.事業の評価

評価項目	評価	新潟市東区役所地域課コメント欄
1 自主事業計画	◎	
2 新潟市のコミュニティ施策についての理解	○	A 自主事業については、「みんなの広場」の開催など地域住民が気軽に参加できる事業を実施しているほか、福祉支援事業としての講演会や利用者団体発表会を開催しています。
3 サービス向上に向けた取り組み	◎	B 地域住民の絵画などの作品をギャラリーに展示するなど、地域の人たちが気軽に立ち寄れる工夫を凝らしています。 意見箱の設置により、利用者のニーズの把握に努めています。

4.総合評価 (上記の1から3を踏まえての総合評価)

東中野山小学校区コミュニティ協議会が管理に運営しており、地域に密着した運営をしています。
利用者ニーズに傾聴し、よりよい施設管理運営を目指しています。
市の施策にも協力し、コスト意識を持ちながら経費節減に努めて管理にあたっています。
以上により、指定管理者として優良と評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があつた。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアーできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかつた。

※2 「1.団体の評価」～「3.事業の評価」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つもある場合。
- D :「×」の項目が1つもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 新潟市東区役所地域課 地域振興係 025-250-2120(直通)